

事務連絡
令和2年4月14日

障害児通所支援事業所 各位

木津川市健康福祉部社会福祉課

新型コロナウイルスの対応に伴う放課後等デイサービス事業所等の特例的な報酬の対象について

平素は、市社会福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）」に係る特例的な報酬の対象については、下記のとおりとしますので、ご留意していただきますようお願いいたします。

記

1 特例的な報酬について

サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染のおそれがある状況で、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合であって、次のいずれかに該当し、市が必要と認める場合、特例的な利用として算定を可とします。支援については、自宅の訪問を原則としますが、感染の防止の観点から玄関先での対応や音声通話、Skypeなどの活用による支援に替えても差し支えありません。

- ①幼児児童生徒の保護者が訪問等による支援を希望し、障害児支援利用計画の目標の達成のため、普段の通所ではできない、保護者及び児童とのマンツーマンでの療育支援など個別のやりとりを行う場合
- ②家庭にとどまることで保護者及び幼児児童生徒にとって望ましくない状況が想定される場合であって、十分な栄養分や水分などの補給、休養や睡眠時間の確保、適度な運動やレクリエーションなどによる刺激等の支援により、新型コロナウイルス感染症防止を行い、家庭に代わって健康管理を行う場合
- ③家庭にとどまることで保護者及び幼児児童生徒にとって望ましくない状況が想定される場合であって、何か問題が生じた際にスムーズな介入を行うため、継続した相談支援が必要な場合

2 利用に係る提出書類

障害児支援利用計画案に当該事由を位置付け、支給量の変更申請を行い、支給決定を受けて下さい（緊急を要する支援を必要とする場合は、事前に市と協議を行い、支給決定前に利用を認める場合があります。また障害児支援利用計画案に記載が難しい場合は事前に市に相談して下さい。）。

3 請求に係る提出書類

支援内容の記録（任意様式）について、サービス提供を行った月の次の月の10日（10日が休日又は祝日にあっては、休日又は祝日の前日）までに提出して下さい。